議案第143号

伊賀市太陽光発電事業に係る地域社会との合意形成の促進に関する条例の制定について

伊賀市太陽光発電事業に係る地域社会との合意形成の促進に関する条例を次のとおり制定しようとする。

令和８年11月30日提出

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

伊賀市太陽光発電事業に係る地域社会との合意形成の促進に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、太陽光発電事業の実施に当たり、事業者による適切な情報公開及び地域住民等との対話を通じて相互理解を深め、地域社会との十分な合意形成を図り、もって良好な環境の維持及び地域との調和のとれた共生に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　太陽光発電施設　太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る鉄柱を除く。）をいう。

⑵　事業　太陽光発電施設を設置（増設を含む。）し、当該施設を用いて発電を行い、電気を供給する事業をいう。

⑶　事業者　事業を行う者をいう。

⑷　地域住民等　事業に伴い生活環境に著しく影響を受けるおそれのある者のうち、次に掲げる者をいう。

ア　事業を行う区域及びその周辺（以下このアにおいて「事業区域等」という。）に居住し、又は事業区域等にある土地若しくは建物を所有し、若しくは利用する者

イ　自治会その他の地域団体

ウ　ア又はイに掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（対象事業）

第３条　この条例の対象となる事業は、その設置する太陽光発電施設の出力が 10ｋW以上であるものとする。ただし、事業を行う区域の敷地境界線からの水平距離が 100m以内の区域において、当該事業者又はその密接関係者が別に事業を行う場合は、それらの出力の値を合算するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる太陽光発電施設に係る事業は、対象としない。

⑴　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第２条第１号に規定する建築物の屋根、屋上若しくは壁面又は事業所の敷地内に設置する太陽光発電施設

⑵　国又は地方公共団体が管理運営する太陽光発電施設

（市の責務）

第４条　市は、第１条の目的を達成するため、地域住民等に対し必要な助言、情報提供及び関係機関との連携を行わなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守しなければならない。

２　事業者は、地域住民等に対し事業に関する事項を誠実かつ詳細に説明し、良好な関係の構築に努めなければならない。

３　事業者は、太陽光発電施設の運用開始後も当該施設の適正管理、事故又は災害時の迅速な対応及び地域住民等への情報提供を継続しなければならない。

４　事業者は、事業の開始から太陽光発電施設の撤去及び廃棄に至るまでの長期的な見通しをもって事業を計画し、将来にわたり生活環境に悪影響を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

５　事業者は、事業終了後は速やかに太陽光発電施設を撤去しなければならない。

（事前協議）

第６条　事業者は、前条第２項の規定に係る説明会（以下「説明会」という。）を開催する 60 日前までに、事業に関する計画（次条において「事業計画」という。）を市長に届け出て、説明会及び当該事業計画の内容その他必要な事項について市長と協議しなければならない。

（説明会の開催）

第７条　事業者は、地域住民等に対し説明会を開催し、事業計画の理解の促進及び対話の機会の確保を図らなければならない。

２　事業者は、前項の説明会を開催するときは、当該説明会を開催する日の 14 日前までにその旨を地域住民等に通知しなければならない。

３　事業者は、説明会において地域住民等に対し、質問及び意見を述べる機会を確保し、その質問及び意見に対し、誠実に回答しなければならない。

４　説明会において説明しなければならない事項は、別に規則で定める。

（結果報告）

第８条　事業者は、説明会において提出された質問及び意見並びにこれらに対する回答を取りまとめた報告書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の報告を受けたときは、個人情報の保護等に配慮した上で、遅滞なくこれを公表するものとする。

３　地域住民等は、前項の公表内容に事実と異なる記載があると認めるときは、公表の日から 30 日以内に理由を付して市長及び事業者に申し出ることができる。

４　前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し地域住民等への説明又は資料の提出を行うよう求めることができる。

５　事業者は、第１項に規定する報告書を訂正しようとするときは、市長に訂正した報告書を提出しなければならない。この場合においては、第２項から第４項までの規定を準用する。

（助言、指導及び勧告）

第９条　市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業者に対し助言又は指導を行うことができる。

２　市長は、事業者が正当な理由なく、この条例に基づく手続を行わず、又は市長の求めに応じないと認めるときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（公表）

第 10 条　市長は、前条第２項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る事業者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第11条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。